

## 11月号 CONTENTS

1. 「いわね大橋」早期復旧にかかる要望書の提出について
2. 「働き方改革関連法」について
3. 「両立支援等助成金」について
4. 「商談スキルアップ勉強会」実施について
5. 労働保険適用促進強化期間について
6. 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催について
7. おもてなしギフト販売のお知らせ
8. 新年交礼会のご案内
9. 11月行事予定のお知らせ

## 1. 「いわね大橋」早期復旧にかかる要望書の提出について

今年7月上旬の大雨災害により、湧別川に架かる道道遠軽芭露線「いわね大橋」が損壊し、周辺道路の通行量が激減しております。これに伴い、周辺で事業を営む大型スーパー、コンビニエンスストアや飲食店などは、売上高が大幅に減少し、中には著しく経営が悪化するなど、経済活動に甚大な影響が出ております。

つきましては、オホーツク振興局ならびに自由民主党北海道12選挙区支部に対しまして、早急に円滑な経済活動を取り戻すことができるよう、そして迂回路等による支障を取り除くためにも、一刻も早く復旧工事を完成していただくよう要望書を提出いたしました。

また、今後、北海道知事や北海道開発局長との懇談会の席上、および東北海道商工会議所連絡協議会におきましても、要望していく予定であります。

## 2. 「働き方改革関連法」について

**「働き方」が変わります！！**

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます。

1. 時間外労働の上限が導入されます
2. 年次有給休暇の確実な取得が必要です
3. 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます

詳しい内容・相談窓口は別添の資料をご確認ください。

### 3. 「両立支援等助成金」について

#### 1. 出生時両立支援コース

男性が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場づくりに取り組み、その取組によって男性に育児休業や育児目的休暇を取得させた事業主に、下表の額を支給します。

		中小企業	中小企業以外
①	1人目育休取得	57万円	28.5万円
②	2人目以降の育休取得	a 育休 5日以上：14.25万円 b 育休 14日以上：23.75万円 c 育休 1ヶ月以上：33.25万円	a 育休 5日以上：14.25万円 b 育休 14日以上：23.75万円 c 育休 1ヶ月以上：33.25万円
③	育児目的休暇の導入・利用	28.5万円	14.25万円

#### 2. 介護離職防止支援コース

仕事と介護を両立するための職場環境整備の取組を行い「介護支援プラン」を作成したうえで、介護休業の取得・職場復帰、または介護のための勤務制限制度（介護制度）の利用を円滑にするための取組を行った事業主に、下表の額を支給します。

		中小企業	中小企業以外
A	介護休業	57万円	38万円
B	介護制度	28.5万円	19万円

#### 3. 再雇用者評価処遇コース

妊娠、出産、育児または介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、かつ、希望する者を採用した事業主に下表の額を支給します。

再雇用人数	中小企業	中小企業以外
1人目	38万円	28.5万円
2～5人目	28.5万円	19万円

#### 4. 育児休業支援コース

##### ① 育休取得時・職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得、職場復帰させた中小企業事業主に右表の額を支給します。

		支給額
A	育休取得時	28.5万円
B	職場復帰時	28.5万円
—	職場支援加算	19万円

##### ② 代替要員確保時

育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に右表の額を支給します。

		支給額
支給対象労働者1人当たり		47.5万円
—	有期契約労働者の場合の加算	9.5万円

##### ③ 職場復帰後支援

育休からの復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、新たな制度導入などの支援に取り組んだ中小企業事業主に右表の額を支給します。

		支給額
制度導入	28.5万円	
制度利用	A：介護休暇制度：1,000円×時間 B：保育サービス費用補助制度 実費の2/3	

## 5. 女性活躍加速化コース

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に支給します。

- ①：女性の活躍の状況把握を行い、自社の女性の活躍に向けた課題を分析
- ②：数値目標と取組目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表等と活躍状況の公表
- ③：行動計画期間内に「取組目標」を達成→「加速化Aコース」の申請
- ④：③から3年以内に「数値目標」を達成、達成状況を公表→「加速化Nコース」の申請

(支給額：各コース1企業1回限り)	中小企業	中小企業以外
【加速化Aコース】※取組目標達成時	28.5万円	—
【加速化Nコース】※数値目標達成時	28.5万円	—
女性管理職比率が基準値以上に上昇	47.5万円	28.5万円

※詳しい支給の要件や手続、生産性要件、その他ご不明な点については、厚生労働省HPをご覧ください。北海道労働局へお尋ねください。

◆インターネットでの検索→

両立支援等助成金 厚生労働省

検索

## 4. 「商談スキルアップ勉強会」実施について

商談成立のためにより高い知識と方法論を学びませんか？

《勉強会》

1. 場所・日時 場所：札幌商工会議所 会議室  
《1 講目》平成 30 年 11 月 6 日(火) 13:30~17:00  
前半(90分) 情報収集・発信の重要性・流通の仕組みについて  
後半(90分) 提案力強化の重要性や営業資料作成について  
《2 講目》平成 30 年 12 月 6 日(木) 9:00~  
自社商品プレゼン(個別面談形式予定)
2. 講師 (一社)全国スーパーマーケット協会「バイヤーズ“食”セレクトション」審査員  
大川 正行(おおかわ まさゆき)氏  
小山 達夫(こやま たつも)氏
3. 募集人数：20名(定員に達し次第締め切りとさせていただきます)
4. 参加料 商工会議所会員：5,000円  
※この勉強会は全2回のコースとなっていますので、単回での参加はできません。
5. 申込方法：当会議所に申込書がございますので、記入後、FAXでお申込ください。

## 5. 労働保険適用促進強化期間について

11月は、労働保険適用促進強化期間です！

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管理運営している保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務づけられています。

厚生労働省では、「未手続事業の一扫」を年間を通じた主要課題と位置付けた上で、11月を「労

働保適適用促進強化期間」とし、集中的に広報活動を展開し、労働保険制度のより一層の理解、周知を図ることとしております。

労働者が安心して働ける職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに最寄りの労働基準監督署または公共職業安定所（ハローワーク）でご相談ください。

問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局総務部労働保険徴収課（011-709-2311）

北見労働基準監督署（0157-23-7406）

ハローワーク遠軽（0158-42-2779）

---

## 6. 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

### 《精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要》

- ◆内 容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上で（予定）のポイント（コミュニケーション方法）等について」
- ◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座期間：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆講座対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。
- ◆開催日時：平成30年11月21日(水) 14:00～16:00
- ◆開催場所：北見芸術文化ホール 大練習場（北見市泉町1丁目3番22号）
- ◆問合せ先：北見公共職業安定所 専門援助部門 担当 統括職業指導官 松井 明  
TEL：0157-23-6251 内線33

---

## 7. おもてなしギフト販売のお知らせ

今年も遠軽のおすすめ特産品を詰め合わせたギフトを販売いたします！お世話になった方へのお歳暮にいかがでしょうか？

ギフトセットの内容、お申込方法等については、改めてお知らせいたしますので、たくさんのお申し込みをお待ちしております。（お申し込み開始につきましては11月下旬を予定）

---

## 8. 新年交礼会のご案内

平成31年新年交礼会は、平成31年1月8日（火）17:30よりホテル サンシャインにて開催致します。次回会報にて改めてご案内させていただきます。

---

## 9. 11月行事予定のお知らせ

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 11月 2日（金） | 商工会議所会員企業役員従業員表彰        |
| 16日（金）    | クレーム対応人材育成セミナー          |
| 18日（日）    | 簿記検定                    |
| 23日（金）    | 北海道観光マスター検定             |
| 27日（火）    | 開発局長・北海道知事等との政策懇談会（札幌市） |